

●香川県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成19年6月5日	あいる調剤薬局 丸亀市幸町1丁目5番19号	有限会社フェム・ネット 丸亀市幸町1丁目5番19号	介護予防居宅療養 管理指導
平成19年9月21日	かじはらデイケアセンター 坂出市川津町2785-1	梶原 秀年 坂出市川津町2103-1	通所リハビリテー ション 介護予防通所リハ ビリテーション
平成19年10月1日	通所介護ファインケア 東かがわ市馬篠249番地1	有限会社ファインケア 東かがわ市馬篠249番地1	通所介護 介護予防通所介護
平成19年10月1日	ホームすみれ 坂出市川津町字東山田5638 番15	有限会社エイム 坂出市川津町字東山田5638 番15	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護